

令和5年3月20日

第97回社会保障審議会医療部会

資料 2

新型コロナワクチン接種会場及び臨時の医療施設 への看護師の労働者派遣について

新型コロナワクチン接種会場及び臨時の医療施設への看護師の労働者派遣について①

制度の仕組みと特例措置

- 医療機関への看護師等の労働者派遣については、原則禁止。
- 地方分権対応として行った政令改正により、令和3年4月1日から、へき地の医療機関に限り、看護師及び准看護師の労働者派遣が可能になっている。これにより、へき地に所在する新型コロナワクチン接種会場（医療法上の診療所に該当）及び新型コロナに係る臨時の医療施設への看護師及び准看護師の労働者派遣が可能となっている。
- 一方、新型コロナワクチン接種を大規模かつ迅速に進めるため、新型コロナワクチン接種会場における看護師確保のための選択肢の一つとして、令和5年3月末までの特例措置として、へき地以外に所在する新型コロナワクチン接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣が可能とされている。

※ 新型コロナワクチンの1・2回目接種への対応のため、令和3年4月23日～令和4年2月28日の特例措置として設けられた後、3回目接種のために、令和4年9月30日まで特例期限が延長され、さらに、オミクロン株対応ワクチンの接種のために、令和5年3月31日まで特例期限が延長された。（労働者派遣法施行規則（省令）附則）
- また、オミクロン株による感染拡大による患者数の急増に対応し、医療提供体制の確保を図るため、新型コロナに係る臨時の医療施設における看護師確保のための選択肢の一つとして、令和5年3月末までの特例措置として、へき地以外に所在する臨時の医療施設への看護師及び准看護師の労働者派遣が可能とされている。

※ 令和4年1月21日～令和5年3月31日の特例措置として設けられた。（労働者派遣法施行規則（省令）附則）

新型コロナワクチン接種会場に係る特例措置の対応方針（案）

- 令和5年度の新型コロナワクチン接種については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえ、秋冬（9月～12月）に5歳以上の全ての者を対象に実施し、高齢者など重症化リスクが高い者等には、秋冬を待たず春夏（5月～8月）にも追加で実施することとしているが、従前より、厚生労働省（健康局予防接種担当参事官室）から各自治体に対して、労働者派遣の特例措置に頼らない接種体制の構築を求めてきているところ。
- このため、へき地以外に所在する新型コロナワクチン接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣の特例措置については、予定通り、令和5年3月末をもって終了する。

（参考）直近における自治体への周知状況

令和5年1月30日：自治体説明会を開催し、労働者派遣の特例措置が令和5年3月31日までに限られていることについて説明。
令和5年2月10日、24日、3月9日：自治体説明会を開催し、同内容を再度説明。 ※ 今後も、必要な周知を実施予定。

新型コロナに係る臨時の医療施設に係る特例措置の対応方針（案）

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけを変更し（5類感染症に変更）、政府対策本部を廃止することとされた。
 - こうした位置づけ変更等に伴って、新型コロナに係る臨時の医療施設も、原則、順次、閉鎖される（※）ことから、へき地以外に所在する臨時の医療施設への看護師及び准看護師の労働者派遣の特例措置についても終了する。
- ※ 5月8日以降、臨時の医療施設は、健康管理機能を持つ臨時の拠点としての利用を可能とするほか、都道府県が高齢者や妊婦の患者の受入れ、救急搬送への対応等のため特に必要と判断する場合には、医療施設として当面存続できることとする。
- なお、労働者派遣の特例措置の終了に当たっては、臨時の医療施設の入院患者への医療の提供に支障が生じないよう、一定の経過措置期間を設けることとし、具体的には、令和5年5月7日（感染症法上の位置づけ変更前の最終日）をもって、臨時の医療施設に係る労働者派遣の特例措置を終了することとする。

今後の進め方

- へき地以外に所在する新型コロナワクチン接種会場及び臨時の医療施設への看護師及び准看護師の労働者派遣の特例措置に係る対応方針については、最終的に労働政策審議会の意見を聴く必要があることから、今後は、労働政策審議会（職業安定分科会・労働力需給制度部会）で議論することとし、同分科会・同部会において、医療部会での検討結果を報告した上で、最終的な結論を得ることとする。

〈今後のスケジュール〉 令和5年3月 労働政策審議会 職業安定分科会・労働力需給制度部会において議論

参考①

新型コロナワクチン接種に係る市町村集団接種会場での看護師の確保状況（令和4年12月26日現在）（厚生労働省健康局 予防接種室調べ）（抄）

接種会場での看護師の確保方法	へき地の接種会場	へき地以外の接種会場	合計
自治体又は委託業者が直接雇用する	631自治体 【15,711人】	356自治体 【15,198人】	987自治体 【30,909人】
医師会や管内医療機関等から看護師を 出してもらう	543自治体 【15,429人】	263自治体 【9,477人】	806自治体 【24,906人】
自治体又は委託業者が人材派遣会社 から人材派遣を受ける	106自治体 【3,523人】	113自治体 【9,984人】	219自治体 【13,507人】
自治体の保健師や退職した保健師を活 用する	447自治体 【3,093人】	183自治体 【1,296人】	630自治体 【4,389人】

※「自治体又は委託業者が直接雇用する」と回答した987自治体の採用ルート

- ・ハローワーク：105自治体
- ・都道府県看護協会のナースセンター：132自治体
- ・民間職業紹介会社：98自治体
- ・自治体ホームページでの募集：185自治体
- ・その他：733自治体

*「その他」は、過去のワクチン接種や他事業で協力を得た看護師への声掛け、集団接種会場で働く看護師からの紹介、近隣の医療機関への看護師募集の案内など

参考②

新型コロナワクチン接種に係る都道府県大規模接種会場での看護師の確保状況（令和4年12月26日現在）（厚生労働省健康局予防接種室調べ）（抄）

接種会場での看護師の確保方法	へき地の接種会場	へき地以外の接種会場	合計
自治体又は委託業者が直接雇用する	13自治体 【775人】	5自治体 【366人】	18自治体 【1,141人】
医師会や管内医療機関等から看護師を出してもらう	10自治体 【805人】	5自治体 【166人】	15自治体 【971人】
自治体又は委託業者が人材派遣会社から人材派遣を受ける	7自治体 【105人】	5自治体 【273人】	12自治体 【378人】
自治体の保健師や退職した保健師を活用する	1自治体 【20人】	0自治体 【0人】	1自治体 【20人】

※「自治体又は委託業者が直接雇用する」と回答した18自治体の採用ルート

- ・ハローワーク：1自治体
- ・都道府県看護協会のナースセンター：6自治体
- ・自治体ホームページでの募集：3自治体
- ・その他：10自治体

・民間職業紹介会社：5自治体

*「その他」は、他事業や他の新型コロナワクチン接種会場での接種で協力を得た看護師への声掛け、委託業者と連携している医療機関からの紹介、近隣の医療機関への看護師募集の案内など

参考③

新型コロナに係る臨時の医療施設における看護師等の確保状況（令和4年12月26日現在）（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部調べ）（抄）

※臨時の医療施設の設置主体は都道府県

臨時の医療施設での看護師等の確保方法	べき地に所在する臨時の医療施設	べき地以外に所在する臨時の医療施設	合計
都道府県や臨時の医療施設を運営する医療法人などが直接雇用する	8自治体 【13施設、217人】	8自治体 【23施設、1,930人】	15自治体 【36施設、2,147人】
医師会や看護協会、管内医療機関等から看護師等を出してもらう	5自治体 【6施設、141人】	1自治体 【3施設、28人】	6自治体 【9施設、169人】
自治体又は臨時の医療施設を運営する医療法人などが民間の人材派遣会社から人材派遣を受ける	3自治体 【3施設、65人】	3自治体 【7施設、510人】	6自治体 【10施設、575人】
都道府県の看護師等や保健師を活用する	1自治体 【1施設、6人】	1自治体 【1施設、23人】	2自治体 【2施設、29人】

※「都道府県や臨時の医療施設を運営する医療法人などが直接雇用する」と回答した15自治体の採用ルート

- ・ハローワーク：4自治体（5施設）
- ・都道府県看護協会のナースセンター：6自治体（10施設）
- ・民間職業紹介会社：6自治体（9施設）
- ・自治体ホームページでの募集：5自治体（9施設）
- ・その他：8自治体（22施設）

*「その他」は、運営を委託された事業者に雇用されている看護師による紹介や独自の看護師登録制度など

参照条文①

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一・二 (略)

三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合、第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合並びに第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条及び第四条第一項第十九号において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条及び同号において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下この条及び同号において「介護老人保健施設」という。）、同条第二十九項に規定する介護医療院（以下この条及び同号において「介護医療院」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条及び同号において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

二・三 (略)

四 保健師助産師看護師法第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができるとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るもの を除く。）に限る。）

五～八 (略)

2 (略)

参照条文②

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）

附 則

1～3 (略)

4 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第三項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、予防接種法第六条第三項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間（改正法附則第十四条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の予防接種法第六条第三項の規定により指定したものとみなされた改正法による改正前の予防接種法附則第七条第一項の規定により指定した期日又は期間を含む。）に限り、当該予防接種を行ふ病院又は診療所とする。

5 保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係るものに限り、前項に規定する業務を除く。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、令和五年三月三十一日までの間に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設とする。